(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
金沢市大手町三三三番一地先から同市大手町三二九番一地先まで	前	一五・五〇～二五・七七メートル
	後	二二・〇〇～二五・七七メートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十九日　北陸地方整備局長　橋場　克司

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十九号、二百四十九号及び三百四号	金沢市大手町三三八番一から同市橋場町八九番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日

○北陸地方整備局告示第四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百六十号	七尾市万行町壱三番三から同市万行町壱一五番三まで	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日

○北陸地方整備局告示第四十六号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十一条の規定に基づき、平成十年建設省告示第千四百六十号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　北陸地方整備局長　橋場　克司

平成十年建設省告示第千四百六十号の一部を改正する告示

平成十年建設省告示第千四百六十号の一の1を次のように改正する。

公開日

一月二日から十二月二十八日まで。ただし、十一月一日から三月三十一日までの期間における月曜日（休日又は休日の前日でないものに限る。）、休日である月曜日の直後の平日、十一月の第三及び第四火曜日から金曜日、十二月の第一火曜日から木曜日並びに十二月の第二火曜日及びその翌日を除く。

○中部地方整備局告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日　中部地方整備局長　梅山　和成

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年中部地方整備局告示第四号岐阜都市計画道路事業

三・五・三百二号柳津日置江線

三　事業施行期間　自平成二十二年一月十二日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
鈴鹿市北玉垣町細田一六六〇番一から松阪市小津町字八準歸五二一番二まで	前 C	一九・〇〇～一四・五〇〇メートル	
	前 B	八五・〇〇～九・〇〇キロメートル	
	前 A	三〇〇～一五七・三〇〇メートル	
	後 C	一九・〇〇～一四・五〇〇メートル	
	後 B	八五・〇〇～一〇〇・五〇メートル	
	後 A	三〇・一三四～九・〇三二キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一五七・三〇〇～二四・〇〇四メートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○中部地方整備局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
名古屋市港区龍宮町三番二三から同市港区東築地町六番一一まで	前	三八・〇〇～七五・〇〇メートル
	後	三七・〇〇～七五・〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
岐阜県加茂郡七宗町川並字樫栃ケ洞八六五番五から同町川並字樫栃ケ洞八六五番一まで	後	一七・七〇～一七・七〇メートル
		一九・八〇～三〇・八〇キロメートル
岐阜県加茂郡白川町河岐字下山一二七八番四から同町河岐字下山一二七八番三まで	前	三五・〇〇～四一・〇〇メートル
		五二・五〇～八一・〇〇キロメートル
岐阜県加茂郡白川町坂ノ東字岩ス下八〇一番三から同町坂ノ東字平石七九一番一まで	後	二二・五〇～二三・五〇メートル
		五二・〇〇～一三〇・〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所